

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市に所在するC会社に整備職として採用され、同社Y支店においてマリンスポーツ用品の販売・修理等を行う業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日に重量約500kgのジェットスキーを台車に載せて引っ張っていたところ、段差のある箇所を引っ張り上げようとした際に腰部に激痛を感じ動けなくなったとしている（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、直ちに、D医療センターに受診し「腰椎椎間板ヘルニア、腰痛症」と診断され、平成〇年〇月〇日にE整形外科クリニックにリハビリ目的で転医し「腰椎椎間板ヘルニア、急性腰痛症」と診断され加療を続けた。さらに、請求人によると、同年〇月中旬頃に同人の母国であるF共和国に帰国し、同国内の医療機関でも治療を続けたとしている。なお、本件負傷については平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となっている。

請求人は、監督署長に対し平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件負傷は平成〇年〇月〇日をもって治ゆしており、以後の請求は治ゆ後の請求であるとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人はさらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件負傷による傷病が平成○年○月○日をもって治ゆし
ていると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人らは、請求人の傷病はいまだ治ゆ（症状固定）に至っていない旨主張していることから、検討すると、以下のとおりである。

(1) 労災保険制度における「治った」すなわち「治ゆ」とは、社会一般で理解されているいわゆる「完治」又は「全快」とは異なり、何らかの障害を残して「症状固定」の状態に至った場合をも含んでいると解される場所である。

(2) この点、請求人の傷病の治ゆ（症状固定）時期についてみると、決定書理由第2の2の(2)のイに説示されているとおり、実際に請求人の治療にあたったG医師、H医師は、それぞれ平成○年○月○日付け「症状等に関する診断書」ないし同年○月○日付け意見書において、「軽作業ならある程度就労可能」、「急性症状は消退し慢性症状が持続、鎮痛薬の内服により症状の緩和が図られている状態」としたうえで、「現在（平成○年○月○日）」ないし「同年○月○日」と判断しており、I医師及びJ医師もE整形外科クリニック及びD医療センターの医証から「同年○月○日」を症状固定日とすることは妥当であると判断している。なお、この点、K医師は「未定」として、「最終受診時（平成○年○月○日）」に、同月中に母国に帰国されるとのことでしたので、再診予定はありま

せん」と述べ、L医師は「未定」として、腰痛の原因「不明」、今後の治療方針「投薬で経過観察」と述べているが、両医師とも（前記理由から）症状固定の判断ができない旨を述べているものであり、症状固定ではない旨を述べているものではない。

(3) E整形外科クリニックの診療録をみると週に2、3回の通院が認められ、「消炎鎮痛等処置 1 マッサージ等の手技」と2週に1回程度の「坐骨神経ブロック（トリガーポイント注射）」と記載されており、D医療センターの診療録をみても、2週に1回程度の鎮痛剤が処方されている経過が認められる。

(4) その後、請求人は、平成〇年〇月中旬頃に同人の母国であるF共和国に帰国していたものであるが、平成〇年〇月に再来日し、D医療センターの最終受診日である平成〇年〇月〇日から約1年3か月以上経過した平成〇年〇月〇日に同医療センターに再受診している。H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び同月〇日付け診断書において、鎮痛剤の内服にて経過観察中である旨述べており、請求人が帰国する前の治療内容と変わるものではないことが認められる。

(5) 以上、これら医師の意見、診療録等から検討した結果、請求人に対する治療は疼痛などに対する対症療法を継続しているとみるのが妥当であり、したがって、当審査会としては、請求人の症状は、E整形外科クリニックの最終診療日（平成〇年〇月〇日）には、急性症状が消退し慢性症状の持続により医療効果が期待し得ない状態にあったものとみて、同日をもって治ゆ（症状固定）に至っているものと判断する。

3 以上のとおり、請求人の本件負傷による傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）していることから、治ゆ後の療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分は妥当であってこれらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。